

令和6年度家庭的保育事業等指導監査実施計画

1. 実施方針

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び所沢市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下、「実施要綱」という。）の規定等に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

実施にあたっては、所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）、その他関係法令等（以下「基準等」という。）の遵守について周知徹底させ、適切な事業所運営及び児童の適切な処遇を確保する。

2. 指導監査の対象

一般指導監査については、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う者すべてを対象とする。

特別指導監査については、必要と認める事業者に対し、適宜実施する。

3. 指導監査の方法

(1) 一般指導監査

① 方法

事業所ごとに指導するため、実地において関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第14条の規定に基づき実施する指導と一体的に実施する。

② 時期

8月～翌年1月の間に実施する。

<今年度の年間計画（予定）> ※月ごとの実施予定施設数

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
小規模保育事業	3	4	5	4	5	2	2	25
事業所内保育事業						1		1

③ 内容

基準等の遵守が必要な項目のうち「4. 指導監査の重点事項」を中心に指導を行う。

(2) 特別指導監査

実施要綱第5条に基づき、特に必要があると認めるときに適切に実施する。

4. 指導監査の重点事項

(1) 労務管理

職員の労働条件や給与条件について、就業規則や雇用契約書等によってあらかじめ明示し、時間外労働及び休日労働がある場合について、36協定によって適切に人事・労務の管理を行っているかを確認する。

また、法定休暇に関する規定の整備及び労働施策総合推進法の改正による措置が講じられているかを確認する。

(2) 避難訓練及び消火訓練

条例に基づき避難訓練及び消火訓練を毎月1回実施し、その内容を記録しているかを確認する。

(3) 保育士及び施設の自己評価

保育の質向上のため、保育士及び事業所の自己評価を行い、常にその改善を行っているかを確認する。

(4) 施設の情報提供（発信）

施設が情報提供（発信）のために紙面媒体やSNS等に子どもの個人情報を使用する場合、保護者から同意を得ているかを確認する。

(5) 給食の状況及び調理の衛生管理

給食等の提供時に子どもが喫食する前において、適切に検食を実施しているかを確認する。また、給食調理に使用する水について、適切に水質検査を行い記録しているかを確認する。

(6) 安全管理

子どもの事故発生防止のために安全計画の策定等の措置を講じ、適切に管理・運用しているかを確認する。

5. 結果の公表

当該年度の指導及び監査の結果については、翌年度当初に、施設ごとの指摘事項や改善状況等を市ホームページに掲載する。